

## 研究ノート

## 史料紹介

## 村上月心・光清親子の富士信仰

大谷 正幸

## はじめに

中世末期まで、富士信仰は伝統的な立場においてのみ行われてきた。まず、富士山を中心として各地に散在する浅間神社。富士山麓の登山口にあつて、宿泊や修祓といった登山者の世話、あるいは配札をサービスとする信仰集落。また十四世紀に聖護院末となり、信仰集落の一つである村山（現・静岡県富士宮市）を拠点とする富士修験。宗教として富士山に関わることを以て、広い意味で「富士信仰」と呼ぶのであれば、例えば日蓮が富士山六合目の姥ヶ懐うばがふところという岩穴で修行し埋経したようなことまで含まれるであろうし、特に山麓にあつて「富士山」を山号とする寺院も少なくない。

本稿で取り上げる村上七左衛門（一六三九—一七〇八）<sup>1</sup>とその息子の三郎右衛門（一

六八二—一七五九）は、これら伝統的な立場ではないところから発生した、ある富士信仰の一派を担った。筆者は、この一派全体を、その祖・角行藤仏かくぎょうとうぶつ（一五四—一六四六）の名にちなんで「角行系」と呼んでいる。

角行系の諸派のうち、最も有名なのは富士講であろう<sup>2</sup>。しかし、村上親子の時代において、富士講は三郎右衛門の晩年になってその存在を知ることが出来る程度であり<sup>3</sup>、まだ江湖に広く知られてはいなかった。富士講は、その集団性と組織性を特徴とするが、角行系における集団化は、富士講より三郎右衛門による「村上光清同行」の方がはるかに早い。「光清」こうせい（または光晴<sup>4</sup>。本稿では「光清」で統一する）とは、三郎右衛門の行名である。角行系の人たちは基本的に俗人なので、行者として活動する時は行名という別名を名乗っている。父の七左衛門は月心げっしんという。村上を姓とするが、角行の法脈を継ぐという自覚から、角行が藤原鎌足の末裔であるという伝承にのっとり「藤原」を名乗ることも

あった。光清は、後掲する『富士御法会代々略歴（仮）』にあるように「一代無妻」即ち生涯独身だったが、彼の跡を継いで村上講社のリーダーとなる行者は代々、村上（または藤原）姓を名乗っている。彼らは代々、血縁が無いにも関わらず、村上家の菩提寺である元は浅草、現在は東京都豊島区駒込にある専修院に葬られた。この寺院が蔵する『専修院過去帳』と呼ばれる代々の略歴<sup>5</sup>は、本稿でもしばしば参照しているように、重要な史料とされる。

本稿は、この親子に関する著作や記録三編を紹介し、初期角行系と法家系の境目にある彼らの実態や思想を明らかにするものである。

## 一、初期角行系

角行系は、角行藤仏という行者を自らの富士信仰の祖とする団体または個人と定義できる。角行系は以下の七つに分類できる。

- a、初期角行系
- b、月行系

c、富士講  
 d、法家系  
 e、不二道  
 f、富士講系教派神道  
 g、前項のいずれにも属さない個人  
 筆者は角行から月心までの五世代を a の初期角行系、次代の光清以降「村上講社」と名乗り、現代の宗教法人大日本富士教に至るまでを d の法家系と区分している。「法家系」と言うネーミングは、自らを「法家」（または「法会」と呼ぶ。ことに由来する。月心の二世代前、即ち三世代目である<sup>かんしん</sup>胚心の弟子に、月心の師とする月<sup>げつ</sup>珮の他に、月行（一六四三—一七一七）が出て b の月行系が分派するものの、本稿の内容に月行は直接関わらない。  
 角行の事跡は半ば伝説的ではあるが、富士山の聖性を表した「お身<sup>み</sup>拔」や短い著作の存在が知られており、実在する人物である。彼は人穴や白糸の滝（いずれも静岡県富士宮市）で修行し、お身拔にみられるように、独特の文字を使うユニークなセンスを以て富士

山を表現した。このセンスは近代に興る富士講系教派神道に至るまで踏襲されている。  
 二世代目の日<sup>にち</sup>珮については、宇都宮（現・栃木県宇都宮市）に在住し、そこで没したとされるが詳しいことはわからない。三世代目の胚心こと赤葉庄左衛門も、本人による著述は知られないが、江戸に在住し、町人として生活するかたわら、自らの富士信仰を続けた。胚心の弟子・月<sup>げつ</sup>珮こと前野理兵衛は、天和四年（一六八三）、大月村（現・栃木県足利市）の信徒宅に滞在した折に書いたお身拔を切支丹の所産と誤解され、江戸町奉行と切支丹奉行の審問を受けた。その時のやり取りをまとめた『公事の巻』によると、胚心は、富士山へ登りたい者に、「一代行法次第」という日常的な倫理徳目を生涯にわたって実践させることで、一般的には百日かかるとされる富士登山への潔斎を七日に短縮させて登らせていた。近世末まで、富士山へは修行者として入山する建前になっており、そのために登山を希望する者には百日の潔斎が強いられていた。

この習慣は、伝統的な富士信仰の立場、特に富士修験によるものだったらしく、関東では富士講の台頭によって廃れたものの、富士修験がテリトリーとする西国では長く残っていた。ともかく、長い事前の潔斎を回避するためとはいえ、江戸町人的な倫理を導入したことは角行系にとって大きな進化の一步だったと考えられる。  
 本稿で紹介する史料に見られるように、初期角行系の段階では、角行系はまだ珍奇な信仰の域を出ていなかった。月珮は、切支丹奉行による審問の際、自らの信仰を「神道にて御せんきに不及、仏道にて猶以せんき不及、神道・仏道利之能事を集め富士信心之者にて御座候」と表現している。神道でもなく仏教でもない、それらの利のいいところを集めた富士信仰という言い方は、その信仰が伝統的な二つの宗教を止揚して優れていると誇る気持ちによるものなのかもしれないが、反面、既存の宗教をつぎはぎしているものと無意識に暴露しているように聞こえなくもない。彼

らが、独自の思惟・世界観・歴史説といった宗教的な奥深さを獲得するには、倫理性を導入し、市販の宗教書から知識と思索を取り入れる過程が必要だった、と筆者は考えている。

筆者は以前、『生下未分語』という、正保四年（一六四七）に刊行された仏書が角行系に与えた影響について論じたことがある。『生下未分語』は、その内容から、伊勢神道に影響された真言宗徒によって作成されたものと考えられる。月珥はこの本を大月村の信徒に送っており、『生下未分語』を自らの富士信仰に転用していたことが窺える。

後掲する月心の『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』にも、神から賜った「文句」の逐一の文字が人体であり世界であるとするくだりがあり、『生下未分語』に、「我仏 月日は眼 風は息 海山かけてわが身なりけり」なる和歌を釈して人体が須弥山世界であると説く発想と、軌を一にしているように見える。さらに、『藤浄土大ぐわん御しやうじゆの巻』に現れる仏教の語彙は、月心が『生下未分語』

のみならず、本覚思想や己心浄土観といったすこぶる日本仏教的な知識の数々を有していたことを示している。

月心には、知られる限り、出家するなど仏教に直接接触した形跡が無い。月珥は彼を「拙者同町同商売」<sup>10</sup>という。月珥こと前野理兵衛は、江戸は小伝馬町（現・東京都千代田区）在住の蒔絵道具屋（前職は馬具屋）だった。月心こと村上七左衛門も、馬具か蒔絵道具か、いずれにせよ木工品を扱う職人ないしは商人だったということになる。この点を考えると、月心は市販の宗教書の類に親しむことで、仏教の、それも正統な宗派教学や性相学ではない、通俗的な知識を大量に吸収していたと想像せざるを得ない。

初期角行系の段階では、角行系の行者には弟子（篤信の信徒）と信徒がいるものの、彼らに集団性はまだ無かったようである。行者とそれ以外の人たちの地縁もあまり関連が無い。というのも、月珥に対する審問の過程で、月珥が大月村の信徒たちに、『生下未分語』を

送ったり手紙を通じて富士信仰を指導していたことが明らかになった。確かに月珥と月心は同町内に在住しているが、例えば後世の富士講のように、行者の住む地域の中だけに交際の範囲が限定されているのでもなかったのである。

月珥と月心は、それぞれ寛永七年（一六三〇）・同十六年（一六三九）の生年であり九歳しか離れていないため、師弟というより「同業者の先輩後輩」の延長にあるような関係だったと思われる。当時の角行系においては、関係者の日常に転がっている何らかのきっかけによって行者と知り合い、信仰に関わるようになっていったのだろう。

## 二、月心著『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』

月心については、以上に述べた程度の情報しか知られない。『専修院過去帳』によれば、摂津国豊島郡棕橋之庄長島村（現・大阪府豊中市）が生国であるという<sup>11</sup>。地方から出て

きた、当時としては典型的な江戸町人といえるだろう。対して月珥は、父が伊勢山田（現・三重県伊勢市）の出身、本人は江戸本石町（現・東京都中央区）生まれ<sup>12</sup>であり、光清と共に江戸に根付いた二世である。

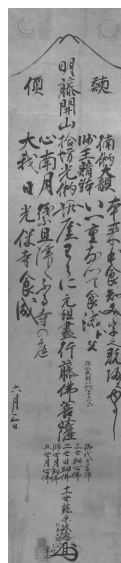
月行の弟子である食行身祿（一六七一一七三三）が伊勢国一志郡清水村（現・三重県津市）の出身であることも合わせ、近世初期の江戸における角行系の担い手三人が近畿地方の出身者であることは、富士山南麓の信仰集落が西国を対象として行っていた、中世的な富士信仰が当地で盛んだったことと無関係ではないかもしれない。ただし、彼らがそうした富士信仰に接していた形跡は全く見いだされない。

月心による『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』は、奥書の日付から元禄四年（一六九一）五月八日に書かれたものである。内容は二つのパートからなり、両方とも末尾に日付と角行から自身へ至る血脈を記した奥書がある。

前のパートは人穴の内部に高さ七尺（約

二・一二メートル）の「かく」（角材のことであろうか）を立て、七日その上に立って「立待」を行って、「仙元」なる女神を観、その「ゆるし」として数々の神聖な言葉「文句」（後ろのパートでは「補文句」と当て字される）を賜る、というくだりから始まる。人穴内部の高さが四メートル程しかない<sup>13</sup>こと、そのぬかるんだ人穴内の地面に二メートルの木材（それが小さい櫓か梯子のようなものであったとしても）を立ててその上に長時間立っていられるだろうかという、現実的な問題を考えると、この幻想的な記述が月心の実体験によるものとは考えにくい。ただし、立待という修行は、実態がどのようなものであれ、初期角行系や光清によって行われていたらしく、特に光清のお身抜や著述の署名にはその語が頻繁に現れる（後掲『鳥の御巻』にもある）。彼らはその行によって富士山の「神」を観、神聖な言葉を教わり、成果として富士山の聖性を表現するのである。

以後、このパートではその「補文大韻妙王そくたいじつぽうこうくうしん 躰拵拾坊光心」を始めとする「文句」の文面を逐語的あるいは逐字的に釈している。「文句」は、通例、お身抜として左図<sup>14</sup>のように表記される。例としてこのお身抜の書式は、『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』が挙げているものと文字が異なっている箇所はあるものの、法家系ではオーソドックスなものである。



月心の「神」はここでは「仙元大日菩薩（井）」と表現され、その名から既に仏教色が窺える。人穴内部に、胚心（寛文四年、一六六四）と月珥（寛文十三年、一六七三）によって造立された二体の石造金剛界大日如来坐像<sup>15</sup>がある。大日如来は、中世の一般的な富士信仰において富士山の神の本地仏とされるが、初期角行系においてもその「神」の表象として用いられていた。『藤浄土大ぐわん御しやうじ

ゆのまき』文中、苦行の末に現れたその「神」は女身とされるものの、おそらく、月心にとっても「仙元大日菩薩」の表象は大日如来だったと思われる。その「神」から授かった聖語「文句」を唱えた利益りやくとして良い後生を得ることが強調され、彼らの死生観が輪廻を強く意識したものであることが読み取れる。

画像で示した「五道之ゆるし」なる図は、月行系でも同様のものが用いられている<sup>16</sup>。「しめしなく書うつし候てはらいせみらいおつべし」という注意書きから、この図は師の許可によって初めて示されるような、いわば奥義として扱われていたものとみるべきである。「五道」は輪廻を表し、そこにある「ほめず、そしらず、悪しく怒らず、悪しく使わず」は他人に対する没交渉を勧めるものであり、「化け物になりやすし、鬼神にもなるべし、畜生にもなり、仏になりがたし」の文言は人の墮落しやすさ（よい後生を得ることの難しさ）を戒めるものと理解できる。この態度は、和顔愛語によって他人によく思われることを目

指したのではなく、後世の富士講で説かれるような、主従や妻子といった周囲の人間とよい関係を築くことを目指す<sup>17</sup>ものでもない。

後ろのパートは、月心の死生観と身体観を述べたものである。独特の文字を用いて大変難解な部分もあるが、仏教の念仏と自らの「文句」を対置し、その功德を説く。浄土往生または成仏を目的とするように、ここでも仏教色は非常に強い。

更に『往生論』なる文献から、「四天の毒蛇は仮に穢土に留まるといへども九識の心王は先立って浄土詣つ」という文を引用して、身体を構成する四つの要素（地・水・火・風の四大）と心（九識の心王）の関係を論じている。この『往生論』なる文献がいかなるものか、そもそもこの一文を持つ文献が実在するか、調べた限りではわからなかった。『往生論』は、一般的に『無量寿経優婆提舍願生偈』（大正蔵No.一五二四）の通称であるが、この文献にそのような記述は無い。また、心に「九識」

を挙げるのは天台宗や華嚴宗といった自力の立場によるもので、アビダルマと見紛うような論理と合わせて、そのタイトルに合致した内容の文章では無いことにも注意されるべきである。

『往生論』の四大を毒蛇と譬える比喻も独特ならば、「てんだい大師のいわく」として引いている、心と四大を鳥と鳥かごに譬え、四大の鳥かごが業の縄によって縛られているという比喻もまた独特である。肉体を牢獄とする発想はプラトンのイデア論によく知られているが、少なくとも仏教の比喻としては聞かれない。また、「ゆい心の弥陀古心之浄土」（唯心の弥陀・己身の浄土）、「しやうとく本心の阿弥随本覚文」（生得本心の阿弥随本覚門）という表現は、月心が持ち出している仏教的な記述の立場がいわゆる浄土門に属するものではなく、また本覚思想に根ざしていることを示している。これらの表現は当て字が多用されている（故意に誤った漢字を当てているのか、それとも月心の知的能力によるものか判

然としない) こともあって難解であるが、月心が持つ仏教知識の情報源がどのようなものであったか、推測する手がかりとなるであろう。

### 凡例

- 1、底本は山梨県立博物館所蔵「富士講経巻一括」(歴-2005-000-000008)のうち、「藤浄土大願御成就之巻」とする、月心自筆の卷子本である。既に示したように、成立は元禄四年(一六九一)である。「富士講経巻一括」は由来の異なる初期角行系の卷子本三巻からなり、残る二巻はお身拔や富士山の絵を描いた月珥自筆本(天和三年、一六八三)と大月村の信徒による『公事の巻』写本(享保十年、一七二五)である。卷子の法量は、軸長一八・八cm、本紙高さ一六・〇cm、本紙全長四〇九・三cm(九紙)。装丁は明るい緑色の斜め格子に花柄の表紙に木軸(軸頭は水晶)、見返しは黄色地に茶格子模様。比較的新しい装丁のように思われる。
- 2、漢字は、原則としてユニコード上で表現できる字体のうち、その表記に最も近いと

思われる字を個別に選び、正字体(旧字)・略字体(新字体)・常用漢字などの文字セットにとらわれずに用いる。偏旁など漢字のパーツレベルでこれらが混在する場合は原則として旁で決定する(例・表記「禱」|| 翻字「禱」。「ホ||等」「ヒ||被」などの略字は元の文字を用いる。

- 3、変体仮名は原則として平仮名に翻字する。ただし、「ニ」「ハ」など助詞や送り仮名として片仮名を用いている場合は片仮名とする。また、「江」と「而」は、それぞれ助詞「え||へ」「て」として(特に、文字を小さくして)用いられている場合、漢字のままとする。
- 4、文字の大きさ・配置・ルビなど、原文にある、改行以外のレイアウトは翻刻にもできるだけ反映させた。
- 5、改行は段落ごとに付した。
- 6、原文に句読点はないが、読点は付さず、句点を付した。また単語を列挙する箇所と同格を示す箇所の中黒を用いた。
- 7、前のパートが逐字積であることを踏まえ、積される語を太字で表現した。原文では引

文と積文を区別させるレイアウトや約物などは無い。

- 8、図として機能している箇所はそのまま画像として掲出した。

9、身体障害者や女性を差別する記述があるが原文のまま掲出した。筆者が本稿によって身体障害者や女性を差別する意図は全く無いことを明記する。

### 翻刻

藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき

我等ふじ中道仕候事七度大ぐわん仕候。仙見御坊便にかない此人穴浄土に高サ七尺ニかくをたて一七日上に立待仕候。今に法べんになわず二七日の坊便ニて穴のうちなり。ゆわがんぜきくづれ申候やうにおぼへおきより風ふくことものすぐく身にしみ申候。我一心に仙元大日とおがみ申候。大じやおきより出ぶくせんとおほへふきいだすいき火ゑんごとくまなこわ日月のことくかゝやき申候。此行者すこしもさわがずかつしやう仕候て仙元大日井とねんじ我一めいさしあげ申候。たちまち女となり仙元の御すがたあらわし此行者ニゆるし候御申候。此文句被下候。

明藤開山日月天地和合山此かいもんのことなり。日月此山<sup>ニ</sup>あたりひのみこなり。月のみこしろなり。此かいの人のたねなり。此浄土と申候ことは、のたいないなり。一さいの人の浄土なり。此御もんく被下候。

徧徧大醜妙王翳躰拾坊光徧心被下候。

南月大我日此やわらに葉且つくふる寺の庭被下候。

此御もんく一さいのしゆじやうたすけんためなり。此行者<sup>ニ</sup>御ゆるし被成候。此もんくもない仙見大日井日光月光とわすれずとない申候人けんぜにてあくなんをのがれらいせ<sup>ニ</sup>而此浄土<sup>ニ</sup>仙元大日御すくい御たすけ入風にて引入おきよりふきいだす風<sup>ニ</sup>而よき人に生る、ことうたがいなし。此浄土と申候ことは、のたいないなり。三十六ぢこくなり。仙元大日浄土なり。一夜一日こもり申候共あくしんとんよくをすて我は、のたいないにはらこもりなり。此ゆるしの御もんくをとない一心に仙元大日井をおがみ可申候。げんぜらいせうたがい有まじく我一心の浄土とさため佛井のくうでんなり。我大行<sup>ニ</sup>而仙元大日井をねんじ御つけむちうにて此浄土の内にちごく

御くらくをみ申候こと日月仙元大日井の坊便なり。我一心佛井の本なり。諸神諸佛のくうでんなり。ちこくなり。こくらくなり。

一此浄土と御山にて悪心あくごうの人あしき御ゆめ有へしうたがいなし。しやうじき大行之人にハ仙元大日のりうつる事うたがいなし。

徧藤行なり。人と身たいなり。御山なり。我からだなり。みなみなり。

徧四こつ八こつなり。

大齋我たい内なり。ごぞうのくうでんなり。

両がんなり。日月あんなやう人のたいに御あたいななり。

妙王仙元なり。大日なり。いんなり。やうなり。女なり。男なり。此佛井一さいしゆじやうあるしなり。

翳躰我心のさうなり。佛神のくうでんなり。拾坊人十月に生る、事なり。十かいのことなり。

光徧心日月ひかり両がんにうつり世かいを見ることなり。徧あし手四十こふしはたらくことなり。

南月女なり。あんな水なり。ぢんのぞうなり。光うつりかゞみのごとくめなり。みときくなり。

彌ハにしなり。八天なり。八こつなり。月天佛なり。ひだりのまなこなり。

價東なり。日天佛なり。そう本人のはじまりなり。人たいないを出。母めくらくなり。うまれおつればあかるし。よのあけぼのこれなり。あけのみなど日月御出のことなり。

僧一主なつて食滅トス

仙元御あたひ一りう米なり。井出て五こくに帰へるなり。

光徧寺食成

藤仙元大日御あたひなり。六井をねんじ可申候うたがいなし。

此やわらに

ち、母のちぎりなり。あんなやう和合の所なり。

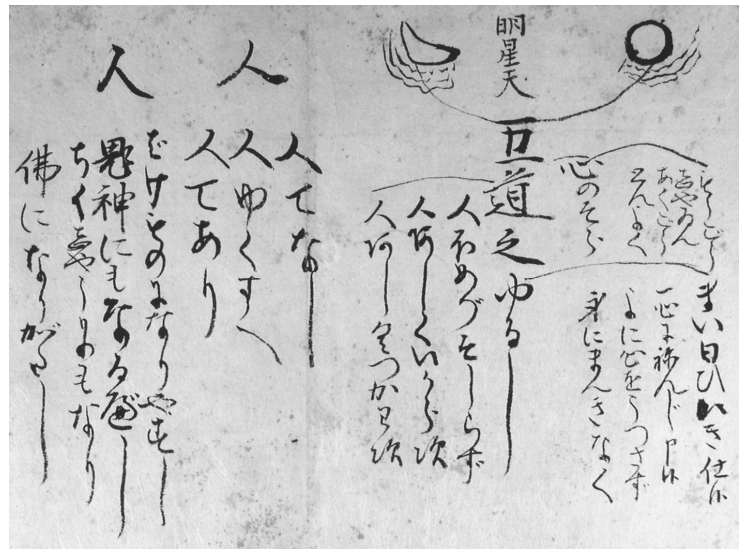
葉且つくふる寺の庭

は、の月七日の月水なり。はなさいてみのり出ち、は、のなすなり。

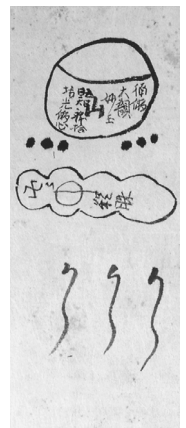
ふる寺の庭母のかいもんなり。此浄土なり。

我せんそのほどいねごうも此いわれなり。此浄土ふき出す風わげくうふきこむ風わ内くう

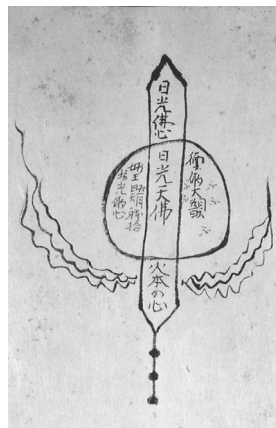
なり。  
 一さいの人此御ゆるしかけ御とない此浄土に  
 こもり御もんくをとない候人生るゝことうた  
 がいなし。母のたい内のこもりなり。悪心あ  
 くごうすてべし。よき人に生れべし。此藤山  
 急さんけいの人目の御をんどく月の御おんど  
 く父母の御おんどくなり。四く八くのなんと  
 がおのがれべし。  
 中道にて一心に大行の人よき人に生まるゝ事  
 うたがいなし。藤仙元大日井御じきそうでん  
 書しるすなり。我大行の時おきよりふき出ス  
 風仙元ふせぎと御申候。ふせぎこれなり。大  
 じや我ぶくせんと申候を仙元ゆるすと御申候。  
 此御もんく被下候仙元大日の御すがたなり。  
 我つゝしんでありかたくもらいはい仕候。一  
 さいの人とと此浄土に入此浄土より出候こと  
 うたがい有まじく候。  
 一此ゆるしすへに書申候行者出き申候とも大  
 行仕候而悪心・悪ごう・とんよく・まうかう・  
 ばくゑき・ぬし有女にてつけ申間敷候。一さ  
 いのしゆじやうをすくい日月御師父母の御を  
 んどくちうやわすれづ仙元大日井と心がけと  
 ない可申候。



此五道之ゆるしうけ師より仙元大日井の御つ  
 たいうけ御ゆるし書べし。しめしなく書うつ  
 し候てはらいせみらいおつべし。此世ニ生  
 るゝことまうじんになるべし。よくしめ  
 しをうけ書べし。一人そうでん仍如件候。  
 月しよく人のたね



日しよく和合人たね



元禄四年

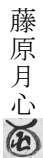
五月八日

書行明藤佛

日珣大居士佛

旺心大居士

月珣居士術諺詩



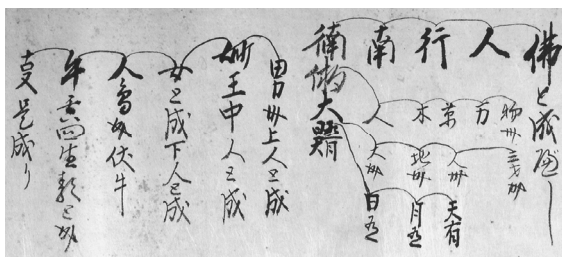
藤原月心

光休寺衆躰之阿弥随わ徧徧大觀妙王六字成り。  
 我大行をおこし四拾八願をおこして富士山之  
 戌亥ニ仙元之浄土を夢相有故人穴をさかして



佛に成ことうたがいなし。十家にてハ南無阿  
 弥随佛・我願にハ徧徧大翫妙王翫躰拾坊光俯  
 心之御文俯也。死ル時来リてむかい取くわん  
 をんれんげにのせて安らくせかい急行たまふ。  
 せいしぼさつハ天がいをさしかけ廿五のぼさ  
 つハおんかくをそうして道引たまふ也。みな  
 人のねがいをかくることくなり。うたがう事  
 なかれ。少もこれをうたかへハ往生せざるな  
 り。よく／＼信心したまふ。これハ生躰之阿  
 弥随死覚文之さたなり。

往生論に四天之毒蛇トシヤわかりに得土オにと、まる  
 といへども九色之真王わさき達而浄土詣つと  
 いへり。四天毒蛇とハ土水火風也。此四ツか  
 りニあつまりて人の身と成ル故に死ルとき地  
 と水ハ下ニくだり火と風ハ上にのぼりて我身  
 なけれハくるしみなし。心四大より合六こん  
 あれハ目に色このみし・みにこゑをき、  
 身にふれてこれをあいし・我おにくみて我心  
 として愁くふるル也。命の内わ六根之鏡有ほどに見  
 る事・きく事に心かうつりてやむことなし。  
 死すれハ我身か、ミやぶれてはなぬれハ目に  
 みず・ミ、なけれハきかぬゆへに善悪の心の  
 くるしみなし・これをごらくというなり。  
 菩薩之四しからハ念によりて彼カきしに至ルこ  
 とを期ト云リ。  
 たつねていわく。罷しからハしすれハごくら  
 くなり。いかで立帰り人となりぢこくおつる  
 ぞ。こたていわく。てんだい大師のいわく。  
 人の心ハ鳥ごとし。土水火風を以籠をつくり  
 鳥を入れてごうのなわにてむすびつけて一ごの  
 間おくなり。死すれハ鳥籠やぶる、といへと  
 も業コトの足草にひかれてたち帰へり又四大のか  
 ごいれらるゝなり。これをぢこくおつると。  
 たつねていわく。がうのなわとハなにとした  
 ることぞや。こたへていわく。ごうとハ人を  
 ころし・ものおぬすみ・二人の男を持つこと成  
 リ。  
 たつねていわく。四ツのごうをバ何として切  
 候半や。こたへていわく。四ツの業ハ心ニ而  
 つくるほどに其心の皆元ハ。あい見ての後の  
 心をくらぶれハむかしハ物をおもハざりけり  
 とおもいとりて打すぐれハ四ツの業ハあとな




徧徧大翫妙王翫躰拾坊光俯心

し。此時九しきの心王さき立テ浄土へ参る也。  
 爰をぼさつのいわく業やぶれ業つきぬれハ去  
 るかへらずとのたまふ。こゝをゆい心の弥陀  
 古心之浄土と云なり。是ハしやうとく本心の  
 阿弥随本覚文文のさたなり。よく／＼ひすべ  
 し。  
 又業のふかき人ハ猶以つね／＼徧文俯・徧徧  
 大翫妙王翫躰拾坊光俯心となへべし。業の  
 なわきるつるぎなり。よく／＼心真したまへ。  
 うたがうことなかれ。

元禄四年

五月八日

藤原月心 

### 三、光清著『鳥の御巻』（仮題）

岩科小一郎による『富士講の歴史』（名著出版、一九八三年）は、富士講研究の画期となつた。『富士講の歴史』巻頭の折込図版に、「鳥の御巻 藤原光清筆」と題された卷子本の影印が両面にわたって掲載されている。図版のキャプションにはこのようにある。

《解説》角行系六世・村上光清が正徳四年（一七一四）四月八日、百日の立行のちに書した長さ五寸ほどの「免しの巻」である。この種の巻物は、先達が錦の袋に封じて他見秘の神聖なものとしていた。ここに示した全文から、富士講文書の実態がみてとれる。<sup>18</sup>

岩科は所蔵者を示していないが、巻末の「参考資料目録」に「書名」鳥の御巻 「筆者」光清（真筆） 「著作年」正徳4 「形態」

巻 「所蔵者」月三講・窪寺鈴太郎」とある<sup>19</sup>ものがこれに該当すると思われ、月三講の窪寺鈴太郎なる先達が所蔵者だったと考えられる。『江古田・沼袋 中野区民俗調査第4次報告』（中野区教育委員会、二〇〇四年）によれば、窪寺は新井町（現・東京都中野区）在住で月三惣元講の十三代大先達だったとい<sup>20</sup>う。月三講は富士講の一つ（つまり月心たちとは系統的に無関係）で、現在の東京都豊島区・同中野区・埼玉県川口市地域にあつた。中野区での月三講は以下のように紹介される。

#### 月三惣元講

松が丘地域を中心に、西落合、丸山、江古田、上高田、新井へかけて、富士講「月三惣元講」が昭和四十八年まで続いていました。先達がなくなったため、自然とこの講が休止となつてしまつたそうです。<sup>21</sup>

この記述がある小冊子には「月三惣元講の資料」として古文書の写真が挙げてあり、「熊

沢宇源次氏所蔵」とあるので（熊沢は『江古田・沼袋』によれば副講元だという）、亡くなつたという「先達」が窪寺である可能性は高く、また『鳥の御巻』もその資料の中にあるのかもしれない。ただ現時点では、所在不明と言わざるを得ない。

『鳥の御巻』というタイトルも、少なくとも影印の上では見当たらず、あるいは題簽などにあつたのかもしれないが、窪寺か岩科によるネーミングかもしれない。もし後者であれば、文中、富士山に三足の鳥の絵が描かれているところからそう名付けたものであろう。三足の鳥は一般的に太陽を象徴するものであるが、ここでは「三足のからす我に仙見のおしゑ成」と神使または教義の象徴のように扱われている。本稿でも便宜的にその呼び名に従う。

『鳥の御巻』は奥書に「藤原之書行藤佛／藤原之月心佛御洩待／藤原之光晴「花押」／百廿（カ）日林之内百日立待／正徳四年午四月八日」とあり、角行―月心―の血脈にある光清

が百日の立待（「牀」は角行系文字の一種であるが、他の箇所用例をみると「行」に相当するものではないかと思われる。訓みは不明）を終えて、正徳四年（一七一四）四月八日に書いたものと解釈でき、逆算すると前年十二月から行に入っていたことになる。

その内容は、その四か月に及ぶ行の成果として書かれたものということになるが、角行系で用いられている文言や、父の書いたものを写したと解せる箇所が多々あり、彼のオリジナリテイがどの程度あるのか一考の余地がある。元禄十年（一六九七）の日付を持つ月心のお身抜の写しに始まり、「牀かたまり之もん」を始めとする呪文、十二穀として十二支（あるいは方角の意味か）に対応する穀物とそれを断つ日、「御とない之哥」として『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』にあるようなご文句の逐字釈、風先侘とよばれる呪文（あるいは護符の書式）、創世神話に始まる教義的記述、守るべき戒め、富士山を線描で表した図、彼らが用いるべき仏名、そしてお身抜を

記して終わっている。雑多な内容が一つの著作に詰め込まれている点は『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』と同じであり、一つ一つの内容が短いこともあってバラエティに富んでいる。

ただし、少なくとも教義的記述の部分以外は概ね他の角行系でも伝えられてきたものであり、特に呪文の類は光清の末裔である村上講社や、後世の富士講でも同様のものを唱えた。『北区史』民俗2（東京都北区、一九九四年）に、下村（北区志茂）の村上講のお伝え（勤行教典）が収録されている<sup>22</sup>が、そこにある呪文の数々も『烏の御巻』所収のものに酷似している。反対に、『烏の御巻』では紙の継ぎ目の影になって読めない呪文の名前（表面一段目）が「水垢離之もん」であったであろうことも、『北区史』民俗2から予想できる。月三講あるいは窪寺がどのような経緯で『烏の御巻』を入手したか、定かではないが、彼らの唱える呪文も、ここに収録されているもののいくつかと重なっていたはずである。

今、内容を詳細に分析する余裕はないが、やはり仏教色が強いこと、またそれを自身の富士信仰に乗せて独特の表現としていることは指摘できる。「人でなし人てはあらし人ときて人と帰へりて人の身のはて」とあるように、月心の「五道のゆるし」に連なる、繰り返される輪廻への強い関心、「憍をん大行つとむる我死する事藤ゆききゑる事なし（御恩大行動むる我、死する事・富士雪消える事なし）。うたがいなし」「人めつするといゑとも死する事なし」といった靈魂不滅論、また陰陽分離による天地生成説を援用した創世神話など、既にある思想や概念を利用した、まさに父の師である月珥のいう「神道・仏道利之能事を集め富士信心」が展開されている。父の月心あるいは月行系や富士講と言った、角行系の他派による記述との対比が今後の課題となろう。

#### 凡例

1、底本は、前記の通り『富士講の歴史』所収の影印である。巻子の法量などは「五頁ほど」とあるだけで不明であり（紙数も継ぎ目と十数行おきに引かれているらしき罫線と区別できない箇所があつて正確に把握

できない)、また現時点では所在不明のため、現存するかどうかも含めて詳細を確認できない。グラビア印刷されているため概して鮮明だが、電子的に拡大しても読みにくい箇所が多々あり、翻ずるに迷う字も少なくなかった。本稿の翻字に疑義ある時は、影印に当たって確認すべきである。また、二行だけ紙の継ぎ目の陰になつて判読できない箇所があるので、推測できる文字数分だけ矩形「□」で表現した。

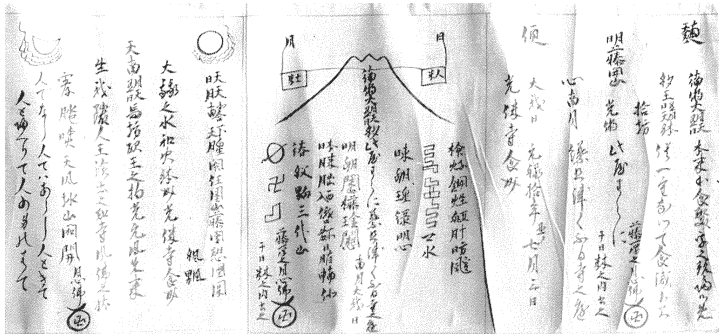
2、翻刻の規則は『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』に準じ、内容で段落を区切り、裏面二段末尾に始まる箇条書きに読点を付した以外は、句点のみを付した。ただし、前半を占める称名・呪文の類(「…の文」など)は、日本語として意味を取れないものが大半であることを考慮し、文中に句点を付さなかった。逐字釈の箇所は釈されている文字を太字として強調する。

3、底本とした図版では、折込ページ裏両面に、一ページあたり三段に印刷されているので、「表1」(表面一段目)などとその位置を示した。

4、日月の絵やそれに準ずる「備約」の文字が両肩にあつてお身抜や護符の書式と思われるもの、また挿図は影印からそのまま掲出した。一部、書式の文句ではないと思われる文章が図中に重なっている箇所は別途翻字した。

翻刻

「表1」



手水之もん

人でなし人てハ  
あらし人ときて  
人と帰へりて  
人の身のはて

月之身こしろ露のみたまり日の御寺王東前拾坊  
 坊旺前もん万清光明風日風来伊徳相生日  
 躰かたまり之もん  
 東天竺早知かたまる人風  
 南天竺身かたまる火風  
 西天竺相手王本むる悪風  
 北天竺知王北へて帰へす黒風  
 地天竺光心之みち成生風  
 福門節東生國礼伊万国鬼門こく光久舟會所天  
 北州才術六てん  
 地ハ六回天心南三光天十天八天一天  
 □□□之もん  
 水之上現世一代之備約之阿字関セ被下仁心之親之御をんとく法事手も法事かたし御師之御坊をん法事ても法事かたし御菩薩之上藤八戻仙元大日井之御ちからを以みなかみさまへ御相使奉願月日諸共西卯之御をんとく法事ても法事かたし御とない八方之相万力さま奉るちう夜のかい行さいごうをゆるさせられ法家之儀ハ不及申ニ万法之衆生仁心之親諸共せとおツこうなく人子寺御たすけ奉願  
 見ぬき之もん  
 一心仁入る躰和洩我和王田知万葉王開来沫万

隣天王坊使之身知和人子寺万行仁乘手本人仁  
合

〔表2〕

ほしのもん

南無明星佛七戻面天九戻之星北斗之星六津羅

伊津羅子葉る七夕相万力

火之もん

無仁力知天地土金万木一躰産後無常別心火本

人津

御心歌之もん

拾坊十韻之やみも三千町之月庭あかる王三千

町之月も王知中人天庭王本路成三代王やみと

見る事も已備侷一躰王しらするかゆへ三度み

よ王あかる侷見ることもちのみちを行かゆへ

このあかり之もんハ行ときむりやうの御明利

天地和水和合ハなさけ食ハ本たからハ葉斗子

寺ハ仁をいほねハ米まなこハうつ王はたらき

ハよるひるいき和風

御とない之もん

備侷大韻妙王躰躰拾坊光侷心

藤八戻仙見大日菩薩

南無長日月光むろく佛生佛

月まの文

しやう行やいなやかりねの我とこにねたるそ  
ねぬそねぬぞねたるぞ

日まち之もん

ゆかじこじたゝしはしらじとゝまうしをきじ

やねじや中にさかりし

かのへまち之もん

かのへさる大申こさる中の申

おとごの申ていやまさる申

十二こく

うニうるち米

たつニまめ

ミニあわ

むまニむき

ひつしニひゑ

さるニさゝげ

とりニもち米

いぬニそば

いニいも

ねニあづき

うしニこむき

とらニとうきみ

こくたち之日

三日八日十七日廿三日廿六日廿九日

御とない之哥

備生をハねかいてみらいくわこ

くをんかのへのゑなをさりて

浄佛

侷をはぢて又くに帰へる心こそ

ぐち成ゆへにくかいくる成

〔表3〕

大ぞうハかいまंतरらのもんじゆ

なりふけんとねかいぢぞう

みろくよ

龕なんとそくめつするをもう

なよ有て明妙又ハ明妙

妙という心ハ心妙なれハ妙京と

いう心明くう

王地にハうばおうちいとぐわんじ

つと天下大平こく土あんをん

躰もそく五韻もそく女そく才

に守心ハ月も日もうく

躰大とおもへハ分つ我心本来

侷之かの家としれ

拾坊之諸佛之ことをねかい

なハをのずと丸くあつまる

としれ

坊覚ハたゞ圓月之ことくなり本来

無東さいなんの北

光こうにおもう心か有ならば

みかゝぬとても光有なん

物とおもゑハ帰へる浄土かな

心外無別法心佛としれ

心金にまことの心有ならハいの

らぬとても月日まもるよ

右藤原月心佛偈筆

四葉山のほり之風先侘

東木有而阿王王味門和子王

南火有而阿我王味門和仁我王

西金有而白王味門和我良王

北水有而黒王味門和塩早既

中米仁而味門和天既

木躰相王米東大行

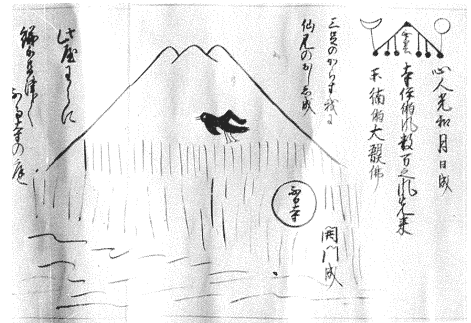
火躰東王米三南我侘

金躰白王米西食月

水躰黒王米北圓行

土大合王米中王我侘

嶺山ニ而雨やめ之風先侘

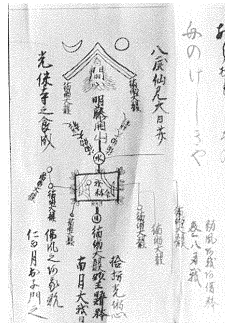


〔裏1〕

三足のからす我に  
仙見のおしゑ成

此屋わらに  
縹色つく  
ふる寺の庭

あらおもしろの  
母のけしきや



我浄土ニ入二七日之立まちニ而此侘文侘うけ

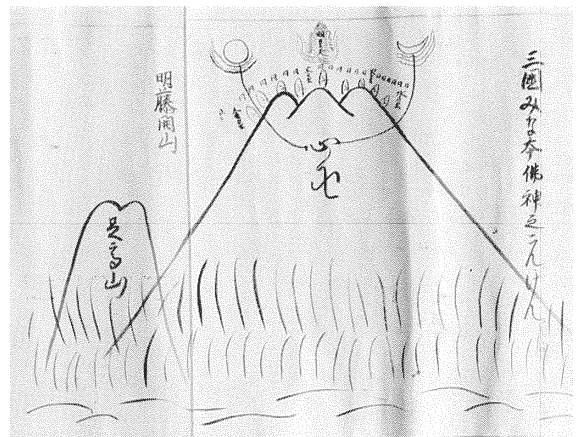
一さい風先侘事日月仙見之侘ちき傳成。

僧一重なつて食滅トス一日食之。侘をん大行

つとむる我死する事藤ゆききゑる事なし。う

たがいなし。

三國みな本佛神之こんけん



三國大一魂魄こんけん成天地之はしら成。人  
げんさう木きんしゆ魏魏いんやう气和合之時  
は清天成。そうこくの時ハ雨風となり。萬物  
之たねとなり。吹おふ風ニ而三國之はしらと  
成。天地くつれる事なし。星藤山出生之時佛  
并成。明星天三光天七星天補出成八万八千八  
百八佛星成。藤山めつする滅するハかいひや  
くとなり。人めつするといゑとも死する事な  
し。藤佛ハ我躰のこんほん成。天之五行は五  
天成。地之五行ハ土方五つ生しいん水のこん  
ほん成。水より生て萬物と成。清天之時は水  
□□□□□□ばん物はらむ成。雨風こくする

時ハ萬物しするなり。我いきも藤井之風成。

ふくいきハ父のをん引いきハ母の御をん成。

藤山たんせいをはこぶ此大行念ずる人ハ生か

わる事うたかいなし。あし高山あり是かす

ハはこぶハたりき人に生れうたかいなし。佛

井ニかゝみかけるかゝみハ「裏」藤山かゝみ

のこんほん成。御内いん之いけに日月かげの

うつるハ天地之御をんとく成。かゝみのこん

ほん此水よりをこるなり。人とかゝみを見る

事父母御佛之御をんとく成人間萬物開もんに

かけをうつせハ子と成。鳥いにかゝみ有事此

いんねん成。藤仙見大日并我たいゑ御うつり

此御をんとくうたかいなし。我仙見大日并に

たい内に二七日はらまれ仙見大日之御おしゑ

のこことく并を我たいゑはらむ事とんよくあく

心なく御文酌をとなへねかう事うたかいなし。

此八海のこり八万八千八百八佛之いわれ成。

我一心之水を以あらう事たい一なり。上に八

万八千八百之こりあひきよめるといゑとも内

之よく心あくこうきよめ仙見大日之我糝に御

うつり成事うたがうべからず。三國大一萬物

みなかみ藤仙見大日此藤山ゑたねをまく事我

生れかわることうたかいなし。子そんハ我か

ちすし成。子そんのたねをまく事はん上成。

此一まき仙見大日之御ぢき相傳成。うたがう

へからず。

一、立まち之内とつよくあくこうすて無念む

しやうにて此御もんくをとなべし。口の内ニ

而一心とないべし。

一、五かいの事萬物の命をとるへからず。五

こくを大一とし酒のむへからず。あくこうと

つとくすてべし。我女房子ともけんそくをあ

われむべし。女ハ男をはかるふ事有べからず。

一、八才かいの事。

あきないにて升目ぬくべからず。斗目せにの

かすぬくへからず。金銀をかしひだうの利そ

くとするべからず。利そくを子せにと云有いハ

子なし有いハ子そんほろぶる事うたがいなし。

天地之御をんとく諸人大一としわさをつとめ

へし。ほうはい同行をそねむ事本有へからず。

一、ばくゑぎ遊女主有女にいろをうつさす是

三行という成。

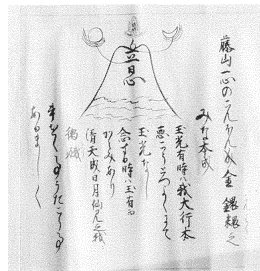
【裏3】

一、此御山仙見大日の御事なきふしんをゆい

人をたふらかす事なし。

一、倅山にて二念有べからず。

一、日月仁親仙見大日御佛念ずべし。



藤山一心のこんほん成金觀觀之

みな本成

玉光有時ハ我大行本

悪こうとつよくにて

玉光なし

念する時ハ玉有而

かゝみあり

清天成日月仙見之我

書をく事うたこう事

あるましく

徧仰仙見大日并

徧仰大觀佛

徧仰本身佛

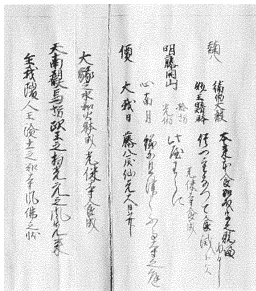
徧仰日天佛

徧仰月光佛

徧仰風心佛

徧仰火身佛

徧仰一心佛



藤原之書行藤佛

藤原之月心佛御洵持

藤原之光晴



百廿（カ） 日林之内百日立待  
正徳四年午四月八日

#### 四、『光清居士浅間社御修復之事』及び

##### 『富士御法会代々略歴』（仮題）

光清は、上吉田（現・山梨県富士吉田市）の浅間社（現・北口本宮富士浅間神社）を大々的に改築したことで知られる。松平定能編『甲斐国志』巻七一の当社の記事では、「近世富士信者村上光清ト云者願主トナリ其徒ノ信者ヲ勸メテ殿宇美麗ニ造営セリ」<sup>23</sup>という。

この浅間社は、富士山北口二合目にある上浅間（現・富士御室浅間神社）に対して「下浅間」と呼ばれる。当社のあるところは諏訪の森といい、元は諏訪社の境内だった。今でこそ、浅間社が北口本宮と自称するだけの結構を有し、諏訪社はその末社となっているが、十六世紀半ばまで諏訪社のみで浅間社は社殿も無かった<sup>24</sup>らしい。よって、光清による改築の時点では、まだ比較的新しい神社ということになる。

『甲斐国志』によれば、その社殿はもと富士

権現として、武田信玄によって永禄四年（一五六一）に建てられたが、元和元年（一六一五）に鳥居士佐守（成次・郡内領主）によって新たに再建され（富士権現は末社としてその左に移動、現在は東宮と呼ばれる）、延宝六年（一六七八）に秋元撰津守（喬知・谷村藩主）によって修造された。

しかし、秋元喬知が川越藩へ転封されて谷村藩が廃藩、代わりに郡内領が代官支配されるようになる、境内の四丈二尺九寸（十三メートル）ある大鳥居（富士山自身への鳥居として建てられたもの）や社殿の整備が為されなくなった。吉田は信仰集落であり、御師と呼ばれる人たちが登山者に宿泊や修祓のサービスをすることを主な生業としている。正徳三年（一七一三）には御師二六人が代官所へ<sup>25</sup>、享保十八年（一七三三）には神主・小佐野稀丸ほか吉田の御師代三人が寺社奉行所へ<sup>26</sup>、それぞれ社殿や大鳥居の修復をするよう求めたものの行われずにいた。以下に掲げる史料は、光清がその修復を依頼され、社殿

の修復が悉く成った後、元文四年（一七三九）に大岡忠相ら寺社奉行に役宅へ呼び出されて褒賞された顛末を述べたものである。同じ年に、光清の同行である藤原照光によって書かれたと考えられる文書が「大鳥居・宮所村上光清大願にて修復成就につき届書」<sup>27</sup>として当社に保存されており、改築の経緯について述べている。本稿の史料はその文書の後日談と言い得る。

度重なるこの浅間社の改修の経緯と、それによって規模や礼拝空間がどのように拡充されていったか、ということについては、串田優子、伊藤裕久「北口本宮富士浅間神社境内空間の変遷過程」『日本建築学会計画系論文集』第六〇四号、二〇〇六年）に詳しい。それによると、光清による改修は、元文四年までの前期と延享二年（一七四五）までの後期に分けられ、前期で本殿を初めとする境内の諸建築物の修復と再建が行われ、後期では富士山一合目の鈴原大日堂、二合目の上浅間、五合目の中宮社など北口登山道にある諸社を整備し、最後に下浅間の手水舎を新築して改



修を終えている。下浅間の結構については、本殿や前殿を従来の位置より大きく後退させ、空いた随神門との間に神楽殿を建て、大きく礼拝空間を広げたという。

この改修における光清の役割は、ひとえに改修費用の勸進にあつた。当社の参道には石灯籠が立ち並んでいるが、「村上光清同行」の銘を持つものが大半を占めており、全ての石灯籠一六五基（対が残るもの六五対）のうち一一三基（同五一対）にも及ぶ<sup>28</sup>。その「村上光清同行」の銘と共に刻されている寄進者には江戸の人が多く、中には『公事の巻』の舞台となった足利大月村、角行系とは無関係と思われる摂津・伊勢・相模・信濃の名前が見える。彼らの大半は江戸町人すなわち庶民身分と思われるが、奥州仙台藩伊達家（松平陸奥守）家中の者もいた。

このような大規模かつ長期間にわたる勸進を、光清がどのようにして成し遂げたのか、この点はわからない。「光清居士浅間社御修覆之事」を見ても、「我等信心之道行中斗り<sup>二</sup>而成就仕候」（九一ウ）と同行の内輪だけで集金したという。伝統的な説としては、光清が葛

籠を商う商人として大きな富士講の先達だったといわれる<sup>29</sup>。しかし、彼は「小傳馬町式丁目孫左衛門店三郎右衛門」（九四ウ）と署名していることから、商家の奉公人であり、また家主の存在から長屋住まいであることが想像できる。

彼が召喚される時、家主や町内の書役の他に「同行」あるいは「供」と呼ばれる同行者が付いていて、小嶋八兵衛（石灯籠の寄進者の一人でもあり、その銘によれば江戸本白銀町住という）や長崎光月、喜右衛門、新助といった名前が見える。彼らはおそらく、光清の側近ともいべき人たちと思われ、特に長崎光月はその名から光清の弟子と目し得る。

ただし、光清の次代は光照といい（前出の照光と同一人物か）、『専修院過去帳』によれば「臼井新助」が本名だという<sup>30</sup>。臼井新助と文中の「新助」が同一人物であれば、（同じ時期ではないかもしれないが）行者の弟子たる人が複数いたことになる。

結果的に、光清の周りには、多くて数人の弟子、近い位置にいる少数の信徒、そして各地に散在する寄進者がいたことになる。しか

し、村上光清同行はそれだけの人数を数えておきながら、当社の寄進や造営に関わる場面以外に知られていない。石灯籠の寄進者たちは、本当に信徒である少数の人を除けば、光清経由で（信仰の有無に関わらず）寄進した人たちが名前の上だけで同行の一員として含まれているに過ぎないのではないだろうか。そして石灯籠に刻された同行全てがその信徒だとは考えにくいのであれば、ましてや諸社殿造営のために光清を通じて寄進した人たち（当然ながら、石灯籠に名前がある人たちよりはるかに多かつたはずである）も、その全てが彼に追隨する信徒であるとは思えない。

おそらく「同行」に自身の帰属意識を持ち得るのは、光清について歩く信徒や、月瑠の頃から護符を求めていた大月村の農民のような少数に留まるのではないか。ただ、人数は少なくとも、角行系の富士講も無かつた（か、または地下的な存在だった）時代に、組織化とまではいかないものの集団化している点に、角行系の社会性の発達を見ることができるともいえる。以下に掲げる翻刻の底本について述べる。それは筆者所蔵の写本で、本紙に総合的な夕

イトルは無く、題簽も無い。一丁に示されるように、法家十一世の村上政徳による、弘化二年（一八四五）に、角行二百回忌を務めた時、人穴村名主の赤池家に伝わる文書を写した旨の文面から始まる。角行の墓所は人穴にあり、法要をそこで執り行ったものであろう。赤池家は人穴に詣でた者を宿泊させ、『富士の人穴草子』を印行・頒布するなどして信仰の鼓舞に努めた。

続いて、法家の祖である角行藤仏の伝記「不二御開山畫行藤佛御出生之事」（八世照永の写）、「四世月珥居士公事之卷」（十世照暉の写）、これから紹介する「光清居士淺間社御修覆之事」、最後に角行から光清まで、三世珥心と五世月心を除いた四人の略歴を箇条書きにしたものが収録されている。最後の略歴にタイトルは無いので、仮に「富士御法会代々略歴」と呼びたい。角行の伝記と「公事の卷」は長いので、本稿ではそれらを除いた部分を掲げる。

底本のテキストそのものの成立は、六一丁の角行伝記の奥書、また巻末の奥書により、嘉永元年（一八四八）九月、村上（藤原）光

月によるものと考えられる。この光月は村上を名乗っているが、政徳の次代は、『専修院過去帳』によれば、村上徳永こと近藤七郎兵衛という人とされ<sup>31</sup>、改名した同一人物でない限り、光月についてはわからない。

この写本と、東北大学附属図書館所蔵狩野文庫にある、『富士行者記録』と表紙に墨書されている写本（狩野文庫No.2-153-1、以下「狩野本」）は全く同一の版面を持っている。互いに別人の字と思われるが、字配りは全く同一で、花押や図も相違せずに描かれている。相違点は以下のとおりである。①字体の新旧は異なる場合がある。また「記録」「録記」など表記や仮名が細かく異なることもある。②細かい異同がある。例えば九三才、狩野本「十八日御内寄合<sup>32</sup>」罷出候様<sup>33</sup>被仰候由御訴被申候<sup>34</sup>、筆者蔵本「十八日御内寄合<sup>35</sup>」罷出候様<sup>36</sup>被仰候由御訴被下候<sup>37</sup>（傍線筆者）など。③狩野本の巻頭には白丁一丁があるが、筆者蔵本にはなく、筆者蔵本には巻末に書写者の奥書があるが、狩野本にはない。④筆者蔵本には丁付けが振られているが、狩野本にはない。⑤狩野本は筆者蔵本の九一ウと九二才にあた

る見開き二頁分を写し飛ばしている。よって狩野本では九一才の末尾「其以後」から九二ウ「大岡越前守様江罷出候」に接続する<sup>38</sup>。調べた限り、狩野本で飛ばしている箇所はここだけである。⑥筆者蔵本には「頂上」「頂上杖桑教會之印」の朱印と七か所の書入れがあり、狩野本は冒頭「畫行藤佛」の一語に連読符があるものの、他に印や書入れは見当たらない。⑦法量は、筆者蔵本が高さ二六・二cm×幅一八・六cm、狩野本が二六・九cm×一九・〇cmで筆者蔵本がわずかに小さい。⑧表紙の料紙は同じものではない。

狩野本に書写の記録は無いが、筆者蔵本には巻末にあり、それによると参明教會の安立秋子なる行者の希望によって、明治三三年（一九〇〇）、嶋津寿万子が表紙（の作成か）、黒田浦橋が書写をしたという。この参明教會なる団体や安立たちについて知るところはないが、朱印から教派神道の杖桑教に属していたものだろう。狩野本との関係や祖本が存在する可能性まで、様々に推測できるが今は事実の指摘に留めたい。

凡例

1、底本は前記の通り筆者蔵本である。そのうち、長編の「不二御開山畫行藤佛御出生之事」「四世月瑠居士公事之卷」を除いて掲げる。冒頭の政徳の文書写しや各編の末に挿入されている光月の奥書については、写本全体の来歴を考察するために不可欠と判断して掲出した。

2、翻刻の規則は前二つに準ずる。必要に応じて（一）内に注した。平出はその箇所〔平出〕と表示し、闕字は原文のレイアウトに従った。

3、丁付けは写本にあるものを用いた。文章の都合上、表示の位置を前頁の末にした場合がある。

4、朱印「頂上」「頂上杖桑教會之印」が一寸と九九ウの欄外に押印されているが、翻刻では無視した。誤字の修正箇所は前の誤字を無視した。

翻刻

「二丁才」

不二法家開山角行藤佛菩薩御大行之卷外書物等は明暦三年酉正月中大火之節御直筆は類焼

致候由申傳。尤其節写書残り有之候哉。又は

心覺ヲ助作候哉。此義難定メ右ニ付此度式百年廻報恩御札相勤候節。人穴村赤池氏より左之書面取置候ニ付為末世之書印置也。

弘化二年

乙巳 六月

政徳也

「二丁ウ」

一札之事

一天正十年七月廿四日之夜。乍恐権現様御人数御泊り被遊候。其夜中郡内方夜討来り其節行者畫行様与先祖善左衛門御味方仕。御言葉被下置其明年七月十三日無諸役之御朱印頂戴仕。慶長十八年九月廿七日死去仕清岩斬月涼道秋上座与石塔ニ切付有之。此度二百年廻ニ付我等方之記録写シ差進候。右為御心得一札差出置申処如件。

「三丁才貼紙・狩野本は二丁才上に貼付」

弘化二年

人穴村

巳 六月三日

赤池善左衛門印

施主

村上多郎兵衛殿

「六一才」

此度十一世政徳に當り富士信心同行益盛也。御上様ニハ如何成思召立ニ哉。御番所江開山同行并身祿同行夫々に御召被出御尋有之。生付而は信心同行之輩は大行之卷常に心得可置事そも八世照永居士之照海江令傳與し卷を為同行之写令拝見者也。

藤原光月也

嘉永元申九月日

（六一ウ白丁、六二才く八九ウ一行目「四世月瑠居士公事之卷」省略）

「八九ウ、一行目から一行分空けて次行から」

右之壹卷は四世月瑠居士下野国足利之里訴人有之候。於〔平出〕御奉行所ニ申讀相立御法家之重宝なるを取出シ写物也。

光清居士淺間社御修覆之事「九〇才」

一我等代々富士淺間信心仕毎年北面甲州都留郡上吉田村方參詣仕候。信心之開山角行ト申ス信者天文十丑之年生國長崎ニ而出生仕常陸國ニ而渡世仕永祿元年午ノ年拾八歳之時富士江參詣仕天正八辰ノ年方四十才之時富士山之守ゆるし書出シ被申候。正保三戌年

六月三日百六才<sup>ニ</sup>而不<sup>ニ</sup>山人穴<sup>ニ</sup>而死去被致候。二代目日珥居士承應元年辰ノ十月廿三日迄。三代目珥心居士寛文十一年亥正月十三日迄。四代目月珥居士元禄二年<sup>壬</sup>正月廿三日。五代目月心居士宝永五年子ノ十二月「九〇ウ」廿九日迄。同子ノ年方村上光清当年ノ年迄三拾一年信心相續仕毎年参詣仕候<sup>ニ</sup>付。四年以前享保拾九寅年正月廿一日下淺間<sup>江</sup>社参仕候處<sup>ニ</sup>下淺間及大破難儀仕候段惣御師・百姓方共方一統<sup>ニ</sup>願申候<sup>ニ</sup>付。大社之御吏<sup>ニ</sup>御座候故致方無之候<sup>ニ</sup>付御本社屋根朽損<sup>シ</sup>候所成共さし板つくろひ等仕時節相待候様<sup>ニ</sup>申談<sup>シ</sup>其時金式拾両寄進仕。夫方卯年末社之内東之宮・西之宮・鐘搗堂・惣屏垣朽損<sup>シ</sup>大破之所修覆仕。卯年大鳥居<sup>イ</sup>御修覆御願<sup>ニ</sup>牧野越中守様<sup>江</sup>神主・御師御願申上候處<sup>ニ</sup>御修覆御免「九一才」被下候<sup>ニ</sup>付。卯ノ年方辰ノ年迄大鳥居成就仕闇神門諏訪之明神社共<sup>ニ</sup>修覆仕候。巳ノ年末社小社不殘御ひま屋等<sup>ニ</sup>至迄修覆仕。当年ノ年両社の屋根檜皮ふきかひ仕<sup>并</sup>惣石垣・御橋等迄修覆成就仕候。下淺間の儀は中古秋元但馬守様代々七拾年余御知行之内は度々

御修覆被遊候所<sup>ニ</sup>近年御代官所<sup>ニ</sup>罷成<sup>而</sup>御宮段々と朽損<sup>シ</sup>候<sup>ニ</sup>付。御代官山田次右衛門様御支配之節郡中奉加等神主・御師御願上候所御免被遊被下候得共寄進金寄不申不成就仕候。其以後「九一ウ」井上河内守様<sup>ニ</sup>富奉加等神主・御師御願申上候得共御免不被遊候。依之下淺間及大破<sup>ニ</sup>其上神主・御師<sup>共</sup>殊之外困窮仕致方無御座候<sup>ニ</sup>付四年以前寅年我等<sup>ニ</sup>相願申候<sup>ニ</sup>付當年迄五ヶ年ノ内段々修覆成就仕候。下淺間御修覆<sup>ニ</sup>付御當地<sup>并</sup>郡内<sup>ニ</sup>而も諸奉加一切不致我等信心之道行中斗り<sup>ニ</sup>而成就仕候。依之此度御願上<sup>ケ</sup>候儀は諸々<sup>ニ</sup>而諸奉加進申候者も此上有之候哉と奉存候<sup>ニ</sup>付 御上様御帳面<sup>ニ</sup>御記置被下置候様<sup>ニ</sup>御願申上候御吏<sup>ニ</sup>御座候。我等道行「九二才」中<sup>ニ</sup>而御修覆仕候儀は神主・惣御師中・惣百姓等は不申及郡内御代官齊藤喜六郎様<sup>江</sup>御尋被遊候得は相知<sup>レ</sup>申候御事<sup>ニ</sup>御座候。我等代々富士淺間信心之儀は先年私親月心之時<sup>ニ</sup>天和三亥年極月十八日甲斐庄飛驒守様・北條安房守様・御町奉行御両奉行様<sup>ニ</sup>而御吟味之上無相違信心之儀被仰付候事<sup>ニ</sup>御座候。

元文三年午ノ七月十七日

藤原備前明王光清

「九二ウ」

大岡越前守様<sup>江</sup>罷出候

願主光清御師

小沢 丹波

同御師

刑部 利太夫

惣御師代

田邊 和泉

淺間神主

小佐野若狭守

御訴書御留置被成候而十八日御内寄合<sup>ニ</sup>罷出候被仰候。光清罷出候儀は十四日<sup>ニ</sup>老兩人御伺罷出候御内寄合<sup>ニ</sup>罷出候儀は十七日御窺<sup>ニ</sup>罷出可申候由<sup>ニ</sup>候。「九三才」  
(狩野本・筆者蔵本共に長崎の肩書きはないが綴じのノドであり写されなかつたか)  
同十三日 長崎光月殿  
同 小嶋八兵衛殿  
同十四日庚申ノ日南風殊之外強御座候。

御代官様江訴ニ被參候 田邊 和泉殿

小佐野若狹守殿

十八日御内寄合ニ罷出候様ニ被仰候由御訴被下候。

大岡越前守様江罷出候 小沢 丹波

刑部利太夫

十八日ニ御内寄合ニ村上光清儀同道ニ而罷出候様ニ「九三ウ」仰被付候。

御意語之御褒美可被下置候由御用人衆中様被仰候。名主参り候ニ不及候と被仰渡候。

光清同行

高橋甚右衛門

越前守様御屋敷迄兩人同道ニ而被參候。

同十五日南風殊之外強く御座候。

同十六日同行明六ツ時過方大風吹申候。昼過方止申候。

松波筑後守様江御訴罷出候

光清

「九四才」

家主

孫左衛門

書役

半兵衛

道行

八兵衛

全

喜右衛門

供人

差出シ書付左之通り。

乍恐以書付ヲ申上候

一小傳馬町式丁目孫左衛門店三郎右衛門申上候。富士山北口上吉田村淺間宮本社・末社・

大鳥居所と大破仕候ニ付神主・御師相談之上私ヲ相頼申候。私義不二信心故参詣仕候ニ付

為寄進修覆ニ取掛リ去ル寅年正月方当春迄六

ヶ年修覆成就仕候。仍而「九四ウ」御月番江大岡

越前守様江神主・御師御訴申上候処来ル十八

日御内寄合江神主・御師同道ニ而私義も罷出候

様ニ被仰付候。依而御訴申上候。以上。

元文四年末三月十六日

小傳馬町式丁目孫左衛門店

三郎右衛門印形仕候

石川土佐守様江も淺間信仰之名主村上光清与

申候。

右之通り認メ差出し申候事

右書付上ケ申候得は御内寄合ニ罷出候而此方

江様子御申上候様ニ被仰渡候。

大岡越前守様江御窺ニ罷出候「九五才」

田邊 和泉殿

刑部利太夫殿

明十八日五ツ時罷出候様被仰渡候。

同十八日 日和朝曇りあり。昼前方天気よし。

御内寄合ニ罷出候 光清御師

小沢 丹波

同

刑部 利太夫

惣御師代

田邊 和泉

淺間神主

小佐野若狹守

御修覆願主

村上 光清

（墨線。狩野本無し）

御用人

山本 宗太殿

「九五ウ」

牧野越中守様

同

山名稲葉守様

本多紀伊守様

大岡越前守様

小梅 勘藏殿

此人取次被成候

大岡越前守様 被仰渡候は淺間修覆成就之由  
光清寄進ニ修覆仕候由神主・御師申候。帳面

光清御師  
小沢 丹波

右書面之通り少も相違無之候。為末之断書  
仕差置申候。以上。

ニ留置被遊候由被仰候而殊の外御褒美之御意  
ニ御座候。神主・御師江は御宮之大キサ大鳥  
居之寸法等御聞被遊候而今日同役江御礼ニ参  
り候様被仰付候。依之「九六才」

御代官  
齊藤喜六郎様江御訴ニ罷出候。  
「九七才」  
名主  
佐膳  
川口四郎右衛門

元文四未年三月廿三日  
藤原備前妙王光清（目録）  
御参詣七十六度成就仕五十八才之時書之  
「九八才」  
一富士御法會開山畫行藤佛井は父母之命ニ依  
而應仁已来天下大ニ乱此事深くなげき永祿  
元戌年四月初申之日富士山北口方登山リ仙  
元大井之御告ニ依而中道四十九日難行苦行  
御勤。夫方人穴大行内ハ八湖外八湖國と所  
とにおいて年数八十八ヶ年之間大行を御勉。

右御三人之御奉行所江御禮ニ罷出申候。

大岡越前守様江御禮ニ参上仕候。

同日

村上光清

御町奉行所御月番

供新助

松波筑後守様江

町内名主・町内組合中江礼申候。

御訴ニ罷出候。今日寺社御奉行（平出）大岡越前

神主・御師衆之宿

守様江（狩野本「方」）神主・御師私共御内寄

馬喰町式丁目山形屋庄兵衛殿方江見舞申候。

合ニ罷出候得は淺間宮修覆成就之由御意語

村上 光清

「九六ウ」之御褒美被下置候由申上候得は（平出）

小嶋八兵衛

御聞置被遊之由被仰渡候。帰ニ名主様方江御

「九七ウ」

礼申上候。

此度御修覆成就之上御帳面願首尾能相濟申候

寺社御奉行

段名主左膳殿両御師・神主殿御礼申入候。

大岡越前守様江御禮ニ罷出候

同廿日

淺間神主

神主殿・両御師・名主衆江戸出發被致候。

小佐野若狭守

ニ而死去ス。

一四世月珮佛は前書之如く公難ヲ兩奉行所御調ヲ請少も同無之詳ニ申分相立富士信心之義御免被仰付候。元録ニ己壬正月廿三日行年六十才ニ而死去被為遊候。誠ニ月珮佛之御丹誠と末世信心相續之者おるそかに思べからず。富士御法會中興之祖と申上候事  
「九九ウ」

一六世光清佛十二歳之時始而登山有。其後十  
八才より信心相續被遊一代無妻ニ而大行勉。  
上吉田大鳥居不殘御普請不二山鈴原社・北  
室社・御坐石社・中宮社・八合目石室・駿  
州人穴村浄土山地所清岸寺共再建。後元文  
三末三月十八日寺社御奉行所大岡越前守殿  
御内寄合ニ被召出御列座ニ而光清江普請出  
來之由「二〇〇オ」御褒美御言奉頂戴。宝曆  
九卯九月十七日行年七十八歳ニ而死去。誠  
ニ以光清師之御丹誠は難尽筆紙ニ不二信心  
之神共聖とも可奉敬大法之尊師と可奉也。

右は月珮師光清師御真筆ニ而有之候處村上光  
月殿法會信心ニよつて此度元祖畫行藤佛「一  
〇〇ウ」并式百廻忌ニ付取出シ書写授與者也。

十一世法脉藤原政徳

村上光月殿

弘化二乙巳六月三日

「二〇一オ」

政徳師ヨリ我等依信心テ令授シヲ爲同行元祖  
畫行藤佛菩薩大行之卷并公事之卷附而四世月  
珮居士同五世月心居士公事之卷写取綴合卷誠  
信心之輩ニ而已令拜見者也。

藤原光月

嘉永元年申年九月日謹写之。

（二〇一ウ 白丁）

「無記数オ」

本教教祖藤原角行尊師御大行之卷  
今回参明教會長行者安立秋子

以懇望ヲ謹而写之畢則此表紙ハ 嶋津寿万子

「朱丸印 「島津」

作之此写書ハ

黒田浦橋

「朱丸印 「浦橋」

謹而奉納置候也

明治三十三年庚子十月吉祥日

おわりに

以上、村上月心・光清親子に関わる新出史料を交え、彼らの信仰について考察した。

仏教の概念や用語を大きく取り入れて輪廻を強く意識する独自の富士信仰は、角行系本来の面目といふべきものである。彼らの言説や呪文の類には日本語として理解しがたいところも多々あるが、それらは彼らの観た「神」や「世界」に対する言語表現であると筆者は考える。現実の在り方に目を向けると、月珮在世の頃の月心と月心没後の光清とでは、行者の周囲の環境が大きく異なっていることに注意されるべきである。既に書いたように、光清についていく信徒たちは村上講社と名乗り、そのリーダーも代々村上の名を継ぐようになる。その過程や思想的変遷については、今後、新しい史料の出現を待つて論ずることになるだろう。特に、同じ角行系でありながら、光清たちと無関係のところから現れて江戸市中に増殖していく富士講への反応や、彼らから受ける影響は、近世中期以降に展開される角行系の歴史を考える上で欠かせない要素である。

光清の『鳥の御巻』を富士講が所蔵していたように、立場を越えて流通していく文献とその情報は、その文献の本来の持ち主が成し得なかった（現代に村上講社はもはや存在しない）現代への伝存を可能にした。反面、こうした情報流通が角行系諸勢力の均質化に寄与しているのではないかと筆者は考えており、その影響には一考する余地がある。

最後に、『藤浄土大ぐわん御しやうじゆのまき』画像掲載に許可を下さった山梨県立博物館と、『鳥の御巻』翻刻掲載に許可を下さった株式会社名著出版に、心から感謝を申し上げて本稿を閉じることとする。

（おおたに まさゆき 前東京大学  
院経済学研究科科学術支援専門職員・経済  
学部資料室員）

<sup>1</sup> 親子の生没年や光清の名は岩科小一郎『富士講の歴史』（名著出版、一九八三年）所収の『専修院過去帳』と小沢彦遅『扶桑教祖年譜』（小沢彦遅、一八八三年）による。前者は本文中にある、法家系代々の菩提寺となった専修院の過去帳を転載したものである。月心の本名が七左衛門であることは『公事の巻』にても示される。

<sup>2</sup> ただし、中部・近畿地方で行われた修験道に基づく「富士講」は含まれない。ここでいう

のは、食行身祿を「元祖」とする角行系の富士講である。

<sup>3</sup> 江戸市中の地域において、富士講の存在が確認できる現存最古の遺物は、宝暦八年（一七五八）の銘を持つ石浜神社（東京都荒川区）の「富士山遥拝碑」である。

<sup>4</sup> 角行系において、簡単な描線・絵や文字で富士山の聖性を表現したものを「お身抜」という。光清は、当初自身の名を「光晴」と表記していた。後掲の『鳥の御巻』（正徳四年、一七二四）や、享保四年（一七一四）八月廿三日の日付を持つ個人蔵のお身抜（<http://nireman.jp/rounan/uta/kake1.htm>、2014-02-23閲覧）に「光晴」の署名が見られる。享保十四年（一七二九）に書かれたお身抜『描かれた富士の信仰世界』、富士吉田市教育委員会、一九九三年、二八頁）には「光清」とあることから、彼が行名を改めた時期は、現時点では、享保四年から同十四年までの何時かということになる。

<sup>5</sup> 前掲『富士講の歴史』七九頁。  
<sup>6</sup> 例えば人穴にある宝篋印塔（『史蹟人穴』、富士宮市教育委員会、一九九八年、所収の碑塔番号一九）は弘化二年（一八四五）に角行二百年忌を記念して建てられたものであるが、そこには「法家／開山／畫行藤佛菩薩」とある。

<sup>7</sup> 前掲『富士講の歴史』五五頁に「角行文書」として、角行の文書が断片的に紹介されている。ただし、これらの文書は所有者の与り知らない内に急ぎ撮影されたもので（同書の「あとがき」参照）、岩科の紹介がどこまで正確であるか、また現在の文書の所有者もわからない。角行のお身抜は富士吉田市歴史民俗博物館編『描かれた富士の信仰世界』（富士吉田市歴史民俗博物館、一九九三年）にも紹介され

ている。

<sup>8</sup> 富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史』史料編第五卷近世Ⅲ（富士吉田市、一九九七年）、三〇頁。

<sup>9</sup> 拙稿『生下未分語』の翻刻 富士講研究に  
関連して」（『仏教文化学会紀要』第十二号、二〇〇三年）。

<sup>10</sup> 前掲『富士吉田市史』史料編第五卷近世Ⅲ（富士吉田市、一九九七年）三〇頁。

<sup>11</sup> 前掲『富士講の歴史』八一頁。

<sup>12</sup> 前掲『富士吉田市史』史料編第五卷近世Ⅲ、二二頁。

<sup>13</sup> 前掲『富士講の歴史』七〇頁所収の「人穴内  
部図」で岩科は「洞内高さは4m前後」とい  
う。

<sup>14</sup> 村上政徳（法家十一世）筆。万延元年（一八  
六〇）。筆者蔵。

<sup>15</sup> 前掲『史蹟人穴』所収、碑塔番号二二一及び  
二二〇。

<sup>16</sup> 『直相の巻』と呼ばれる月行系の文献にも同  
様の図がある。拙稿「富士信仰のある写本と  
月行作『直相の巻』（『仏教文化学会紀要』十  
七号、二〇〇九年）参照。またそれら二図を  
比較したものとして拙著『角行系富士信仰  
独創と盛衰の宗教』（岩田書院、二〇一一年）  
三八頁参照。

<sup>17</sup> 例えば、山本善光著『不二信心独談手習真月  
集』（天保五年、一八三四）は、東講という富  
士講による刊行物だが、ここでは忠孝・正直・  
慈悲情・堪忍・不足・中道・日用常行と徳目  
を立てて富士信仰なりの道徳を論じている。

<sup>18</sup> 前掲『富士講の歴史』折込図版裏面。

<sup>19</sup> 前掲『富士講の歴史』五五四頁。

<sup>20</sup> 同書五七頁。

<sup>21</sup> 『まつりと講 ふるさと中野の民俗と行事Ⅱ』（中野文化センター郷土資料室編『中野の文化



財』三、中野区教育委員会、一九七九年）五  
六頁。

<sup>22</sup> 同書一九〇頁。

<sup>23</sup> 『甲斐国志』第七一卷神社部第十七上（温故  
堂、一八八四年）七丁才。

<sup>24</sup> 笹本正治「武田氏と富士信仰」（佐藤八郎先  
生頌寿記念論文集刊行会編『戦国大名武田氏』  
名著出版、一九九一年）は、郡内地方の国人  
領主である小山田信有が天文十七年（一五四  
八）に諏訪禰宜に新宮を建てるようなことが  
あれば披露するよう命じたことを根拠に、当  
時は諏訪社のみが鎮座していたという。また、  
笹本は『甲斐国志』巻七一の記述（末社八祠  
富士権現」の項）から永禄四年（一五六一）  
に武田信玄が浅間社の社殿を建てたとしてい  
る。

<sup>25</sup> 「宮所修復につき願書」。『富士吉田市史』史  
料編第五卷近世Ⅲ（富士吉田市、一九九七年）  
四六四頁。

<sup>26</sup> 「宮所・大鳥居大破にて修復仕度につき願書」。  
前掲『富士吉田市史』史料編第五卷近世Ⅲ、  
四六六頁。

<sup>27</sup> 文書のタイトルは翻刻が収録されている前  
掲『富士吉田市史』史料編第五卷近世Ⅲ、四  
六七頁による。また、この文書の影印と翻刻  
が『重要文化財北口本宮富士浅間神社本殿修  
理工事報告書』（重要文化財北口本宮富士浅間  
神社本殿修理委員会、一九七五年）二六頁、  
『重要文化財北口本宮富士浅間神社東宮本殿  
修理工事報告書』（重要文化財北口本宮富士浅  
間神社東宮本殿修理委員会、一九八二年）十  
六頁、翻刻のみが『重要文化財北口本宮富士  
浅間神社西宮本殿修理工事報告書』（重要文化  
財北口本宮富士浅間神社西宮本殿修理委員会、  
一九六四年）二九頁にある。

<sup>28</sup> 富士吉田市史編さん室編『上吉田の石造物

富士吉田市長上吉田地区石造物調査報告書』（富  
士吉田市史資料叢書十一、富士吉田市教育委  
員会、一九九一年）から、当社の石灯籠全体  
と「村上光清同行」の銘を持つものを数え、  
現地の郷土史家・萱沼進氏が改めて調査した  
ところによって、本書中に「村上光清同行」  
の銘が無いものの実際は存在するもの（本書  
の番号では三一六と三四六が該当する）を加  
算した。萱沼氏に記して感謝する。以後の石  
灯籠に関する記述も本書に拠る。

<sup>29</sup> 例えば、文政十三年（一八三〇）成立の随筆、  
喜多村筠庭『嬉遊笑覧』巻七には、「其ころ小  
伝馬町三丁目に葛籠屋あり、富士講の先達に  
て名を光清といへり、此者は講中も広く物ご  
と手廻りければ」、『日本随筆大成』別巻嬉遊  
笑覧三、吉川弘文館、一九七九年）とある。  
これは食行身祿が、光清の一派の栄えぶりを  
恥じ、富士山中で死ぬことで名を残そうとす  
る、という文脈で述べられており、おそらく、  
富士講の由来を説明するものとして、当時そ  
のような風聞があったことを示すものだろう。  
<sup>30</sup> 前掲『富士講の歴史』八一頁。  
<sup>31</sup> 前掲『富士講の歴史』八一頁。  
<sup>32</sup> 『狩野文庫マイクロ版集成』でいえば、飛ば  
した見開きはリールN:BBI-005のロマン763  
と同764の間に該当する。